

## 小売物価統計調査規則の一部を改正する省令について

### 1 趣旨

小売物価統計調査に係る調査票等の保存については、現行の小売物価統計調査規則（昭和 57 年総理府令第 6 号）第 15 条において調査票を 3 年間保存すると規定しているが、調査票の内容が転写されている電磁的記録の保存規定は設けていなかった。今後、新統計法における統計データの有効利用の促進への対応が必要であることから、小売物価統計調査規則に調査票の内容が転写されている電磁的記録の永年保存について追加規定する必要がある。

### 2 改正内容

調査票等の保存期間を定めた小売物価統計調査規則第 15 条に、調査票の内容が転写されている電磁的記録を永年保存する規定を追加する。

### 3 今後の予定

公布：平成 21 年 3 月 17 日

施行：公布の日から

### （参考）

小売物価統計調査規則（昭和 57 年総理府令第 6 号）

（調査票等の保存）

第15条 総務省統計局長は、調査票を 3 年間、結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を永年保存するものとする。